

資料 2-2-3
令和3年度 第32回風力部会

鹿島港洋上風力発電事業
環境影響評価方法書についての
意見の概要と事業者の見解

2021年10月

株式会社ウィンド・パワー・エナジー

【目 次】

第 1 章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催	3
3. 環境影響評価方法書についての意見の把握	4
第 2 章 環境影響評価方法書の環境保全の見地からの提出意見の概要と 事業者の見解	5
別紙 1	18
別紙 2	19
別紙 3	20
別紙 4	21
別紙 5	25
別紙 6	26
別紙 7	29
別紙 8	31

第 1 章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第 7 条の規定に基づき、一般から環境の保全の見地からの意見を求めるため、方法書を作成した旨及びその他事項を公告し、公告の日から起算して 1 ヶ月間縦覧に供した。

(1) 公告の日

2021 年 8 月 5 日（木）

(2) 公告の方法

① 日刊新聞紙への掲載（別紙 1 参照）

下記に示す日刊新聞紙に、方法書の縦覧について公告した。

- ・ 2021 年 8 月 5 日（木）付の茨城新聞（朝刊）

② 折込み広告の配布（別紙 2 参照）

2021 年 8 月 5 日（木）に、下記に示す 4 紙の日刊新聞紙に折込み広告として、「鹿島港洋上風力発電事業 環境影響評価方法書の縦覧について」を配布した。なお、配布範囲は関係市の鹿嶋市及び神栖市とし、配布部数は 35,200 部とした。

- ・ 読売新聞（朝刊）
- ・ 朝日新聞（朝刊）
- ・ 毎日新聞（朝刊）
- ・ 茨城新聞（朝刊）

③ 事業者のウェブサイトへの掲載（別紙 3 参照）

2021 年 8 月 5 日（木）から 2021 年 9 月 21 日（火）に、事業者である株式会社 ウィンド・パワー・エナジーのウェブサイトにて、方法書の縦覧について公告した。

- ・ <https://windpower.co.jp/>

④ 関係地方公共団体のウェブサイトへの掲載（別紙 4 参照）

下記に示す茨城県、神栖市及び鹿嶋市のウェブサイトにて、方法書の縦覧について公告いただいた。

- ・ 茨城県
- ・ 神栖市
- ・ 鹿嶋市

(3) 縦覧場所

① 関係地方公共団体庁舎等での縦覧（別紙5）

下記に示す関係地方公共団体庁舎にて、縦覧を実施した。

- ・ 神栖市役所政策企画課（神栖市役所本庁舎3階）
- ・ 鹿嶋市役所環境政策課（鹿嶋市役所第2庁舎2階）

② 事業者ウェブサイトでの電子縦覧（別紙3参照）

株式会社ウィンド・パワー・エナジーのウェブサイトにて、電子縦覧を実施した。

- ・ <https://windpower.co.jp/>

(4) 縦覧期間

① 縦覧期間

2021年8月5日（木）から2021年9月6日（月）まで

（ウェブサイトの電子縦覧については、当初、2021年8月5日（木）から2021年9月6日（月）までの予定であったが、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、説明会を中止したため、縦覧期間を9月21日（火）まで延長した。）

② 縦覧時間

土曜日、日曜日、祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで
（事業者のウェブサイトについては終日）

(5) 縦覧者数

① 縦覧者名簿の記載人数

総縦覧者数は合計2名であり、各縦覧場所別の縦覧者数は下記の通りである。

- ・ 神栖市役所政策企画課（神栖市役所本庁舎3階）：1名
 - ・ 鹿嶋市役所環境政策課（鹿嶋市役所第2庁舎2階）：1名
- 計：2名

② 事業者ウェブサイトへのアクセス数

- ・ アクセス数：1029回

2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催

「環境影響評価法」第7条の2の規定に基づき、方法書の記載事項を周知するため、以下に示す場所・日時にて説明会を開催する予定であったが、茨城県において、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う「茨城県独自の緊急事態宣言」の発令（8月6日～8月31日）、国による「まん延防止等重点措置」の適用（8月8日～8月31日）、茨城県による「非常事態宣言」の発令（8月16日～8月19日）、国による「緊急事態宣言」の発令（8月20日～9月30日）が行われたことを踏まえ、説明会を中止した。

なお、神栖市の説明会中止については、2021年8月17日（火）付の茨城新聞（朝刊）、折込み広告、事業者のウェブサイトにて公告した（別紙6）。また、鹿嶋市の説明会中止については、8月21日（土）付けの茨城新聞（朝刊）及び事業者のウェブサイトにて公告した（別紙7）。

説明会の代わりとして、説明会用資料を2021年8月17日（火）から9月21日（火）まで株式会社ウィンド・パワー・エナジーのウェブサイトのウェブサイトに掲載した。

(1) 神栖市

① 開催場所

かみす防災アリーナ

② 開催日時

2021年8月20日（金） 午後18:30から午後20:00まで

(2) 鹿嶋市

① 開催場所

鹿嶋勤労文化会館

② 開催日時

2021年8月21日（土） 午前10:30から正午まで

3. 環境影響評価方法書についての意見の把握

「環境影響評価法」第 8 条の規定に基づき、環境の保全の見地から意見を有する者の意見書の提出を受付けた。

(1) 意見書の提出期間

2021 年 8 月 5 日（木）から 2021 年 9 月 21 日（火）までとした。

（郵送の場合は当日消印まで有効とした。）

(2) 意見書の提出方法（別紙 8 参照）

- ① 縦覧場所に備えつけられた意見箱への投函
- ② 事業者への郵送による書面の提出

(3) 意見書の提出状況

意見書の提出は 2 通、意見総数は 28 件であった。

- ・意見箱 : 0 通、0 件
- ・郵送 : 2 通、28 件

第 2 章 環境影響評価方法書の環境保全の見地からの提出意見の概要と事業者の見解

「環境影響評価法」第 8 条第 1 項の規定に基づき、意見書の提出により述べられた環境の保全の見地からの意見は 28 件であった。

「環境影響評価法」第 9 条及び「電気事業法」第 46 条の 6 第 1 項の規定に基づく、方法書についての意見の概要並びにこれに対する事業者の見解は以下の通りである。

表 2-1 住民等からの意見の概要および事業者の見解

No.	住民等からの意見の概要	事業者の見解
1.	<p>■コウモリ類について</p> <p>欧米での風力発電アセスメントにおいて、最も影響を受ける分類群としてコウモリ類と鳥類が懸念されており（バット&バードストライク）、その影響評価等において重点化されてきている。</p> <p>国内でもすでに風力発電機によるバットストライクが多数起きており、海洋上を飛翔するコウモリ類が複数例確認されていることは、国内外のコウモリ類の研究者には周知の事実である。従って、洋上風力においても不確実性を伴うものでなく、確実に起きる事象と予測して影響評価を行うべきである。</p> <p>このことを踏まえて環境保全の見地から、本方法書に対して以下の通り意見を述べる。</p> <p>なお、本意見は要約しないこと。</p> <p>方法書の段階においてコウモリ類の専門家にヒアリングをおこなったことは評価される。</p> <p>県外在住 A 氏</p>	<p>本書では、頂きました意見は要約せず、準備書、評価書で全文公開いたします。</p> <p>方法書以降においても、必要に応じて、コウモリ類の専門家にヒアリングを行い、予測評価や保全措置について、ご意見を伺います。</p>
2.	<p>コウモリ類の専門家が示した風況観測塔からの長時間観測調査を実施しない理由、すなわち P6-63 に記載された「風況観測塔からの長時間録音観測については、先行事例における調査方法を確認し、使用機材、設置場所、解析方法、コスト等を総合的に考慮して検討する」の検討結果を述べよ。</p>	<p>専門家の意見を踏まえ、近傍の風況観測塔における長時間自動録音観測を同時期に実施する計画にいたしました。</p>

表 2-2 住民等からの意見の概要および事業者の見解

No.	住民等からの意見の概要	事業者の見解
3.	<p>P6-38 に記載されたコウモリ類の調査方法の選定理由として、「専門家等の助言を踏まえて選定した」と記載されているが、コウモリ類の専門家はこの手法について述べていない。正しい選定理由を記載すること。</p>	<p>本方法書で採用している船舶トランセクトライン調査・定点調査は、洋上風力発電の先行事例（「(仮称) 安岡沖洋上風力発電事業」、「むつ小川原港洋上風力発電事業」、「(仮称) 石狩湾新港洋上風力発電事業」等）でも選定されている一般的な手法となります。P6-63 の専門家のヒアリングにおいても、「ユビナガコウモリが内陸のねぐらから対象事業実施区域付近まで飛翔しているか否かを、トランセクトライン調査、定点調査の音声で確認できればよいと考える」と当該手法に係る助言をいただいております。洋上におけるコウモリ類の調査手法として選定しております。</p>
4.	<p>P6-39 に記載されたコウモリ類の調査地点の選定理由として「採餌等の目的で陸-沖方向に飛翔するコウモリ類を確認するため」と記載されているが、採餌は陸-沖方向で行う根拠を示した資料を提示すること。</p>	<p>コウモリ類が採餌のために陸-沖方向へ飛翔することを明示した資料は確認できておりませんが、風で洋上に流された昆虫を追って、コウモリ類が陸-沖方向に飛翔する可能性が考えられます。本事業は洋上風力発電であり、陸-沖方向に飛翔するコウモリ類に対する影響が考えられるため、調査の対象としております。</p>
5.	<p>P6-39 に記載されたコウモリ類の調査地点の選定理由として「渡り等の目的で汀線と平行に飛翔するコウモリ類を確認するため」と記載されているが、渡りの飛翔が汀線と平行である根拠を示した資料を提示すること。</p>	<p>コウモリ類が渡りのために汀線と平行に飛翔することを明示した資料は確認できておりませんが、渡り等の目的で汀線に沿って飛翔する可能性が考えられます。本事業は洋上風力発電であり、汀線と平行に飛翔するコウモリ類に対する影響が考えられるため、調査の対象としております。</p>

表 2-3 住民等からの意見の概要および事業者の見解

No.	住民等からの意見の概要	事業者の見解
6.	<p>P6-39 に記載されたコウモリ類の調査期間の選定理由として「対象事業実施区域及びその周辺区域のコウモリ類を把握できる調査期間として、専門家等の助言を踏まえて選定した」と記載しているが、コウモリ類の専門家は「春季・秋季はコウモリ類の移動期であるため、良好な天候の日に 2 日間以上調査を実施して欲しい」と述べている。事業者が記載した通り「コウモリ類を把握できる調査期間」として「2 日以上またはコウモリ類を把握できるまで」と記載するべきであろう。</p>	<p>準備書においては、風況観測塔からの長時間自動録音観測の期間も含め、調査期間は適切に記載いたします。</p>
7.	<p>今後は事業者および委託事業者の独断による影響評価を進めることなく、各段階の事前または事後にコウモリ類の環境影響評価に詳しい専門家の指導を仰ぎ、コウモリ類の飛翔状況を把握するための確実な調査手法を検討し、さらにコウモリ類調査の十分な経験と知識を持った者による適切な調査、予測評価、保全措置、事後調査を行う必要があるだろう。</p>	<p>方法書以降においても、必要に応じて、コウモリ類の専門家にヒアリングを行い、予測評価や保全措置について、ご意見を伺い、環境影響評価を進めてまいります。</p>
8.	<p>■コウモリ類について</p> <p>意見は要約しないこと</p> <p>意見書の内容は、事業者（株式会社ウィンド・パワー・エナジー）及び委託先（イー・アンド・イー・ソリューションズ株式会社）の判断で要約しないこと。要約することで貴社側の作為が入る恐れがある。</p> <p>事業者見解には、意見書を全文公開すること。また同様の理由から、以下に続く意見は「ひとからげ」に回答せず、「それぞれに回答すること」。さらに本意見書の内容について「順番を並び替えること」も認めない。</p> <p>県外在住 B 氏</p>	<p>環境影響評価法では意見の概要を記載することと定められていますが、本書では、いただきましたご意見は要約せずに記載しております。</p>

表 2-4 住民等からの意見の概要および事業者の見解

No.	住民等からの意見の概要	事業者の見解
9.	<p>本事業で採用する予定の風力発電機は、カットイン風速（発電を開始する風速）未満の弱風時においてブレードが回転する機種か？</p>	<p>本事業で採用する予定の風力発電機は方法書に記載しているように、現段階で風車メーカーが確定しておらず、検討中ですが、現時点の候補機種のうち、カットイン風速未満でブレードが回転するものも含まれます。</p>
10.	<p>本事業で採用する予定の風力発電機は、カットイン風速（発電を開始する風速）を任意に変更できる機種か？</p>	<p>本事業で採用する予定の風力発電機は方法書に記載しているように、現段階で風車メーカーが確定しておらず、検討中ですが、現時点の候補機種のうち、カットイン風速を任意に変更できるものも含まれます。</p>
11.	<p>本事業で採用する予定の風力発電機は、弱風時にフェザリング（風力発電機のブレードを風に対して並行にし回転を止めること）を実行できる機種か？</p>	<p>本事業で採用する予定の風力発電機は方法書に記載しているように、現段階で風車メーカーが確定しておらず、検討中ですが、現時点の候補機種のうち、現時点の候補機種のうち、弱風時にフェザリングが実行可能な機種も含まれます。</p>
12.	<p>コウモリ類について</p> <p>事業者は重要種以外のコウモリについて影響予測や保全をしないようだが、「重要種以外のコウモリは死んでも構わない」と思っているのか？日本の法律ではコウモリを殺すことは禁じられているはずだが、本事業者は「重要種以外のコウモリ」について、保全措置をとらずに殺すつもりか？</p>	<p>重要種に指定されているコウモリ及び指定されていないコウモリも含め、調査、予測及び評価を実施した上で、必要に応じて、実行可能な保全対応を検討します。</p>

表 2-5 住民等からの意見の概要および事業者の見解

No.	住民等からの意見の概要	事業者の見解
13.	<p>測線および測点 5 分間の観測ではバットストライクの予測はできない</p> <p>p. 6-38 コウモリの現地調査は、「測線に沿っての観測と、測点での 5 分間の観測」を行うとある。しかし、これまで他の事業者が行った、同じ調査では、取得できるデータ量が少なく、バットストライクの予測には全く使えないのが明らかとなっている。</p> <p>せいぜい『海域のほうが陸域より音声の数が少ないので影響が少ない』といった、結果になるのが目に見える。</p> <p>ちなみに、この『予測結果』は、20 年前のアセスで流行った『周りにいるから開発しても大丈夫』と全く同じ論法であり、適切とは言えない。</p>	<p>洋上風力発電事業に係るコウモリの環境影響調査手法は確立されていないため、洋上風力発電の先行事例を参考に、専門家の助言を踏まえて選定しております。</p> <p>なお、専門家の意見を踏まえ、海域および陸域の測線観測と測点観測に加えて、近傍の風況観測塔における長時間自動録音観測を同時期に実施する計画にいたしました。</p>
14.	<p>3 季に各 1 回、日没後から夜間にかけて行う調査ではバットストライクの予測はできない</p> <p>既存図書※1 によれば、洋上における自動録音調査は 4 月から 12 月までの連続した調査を要している。また、別の図書※2 では、コウモリ類の専門家（大学准教授）が『気象条件によりばらつきがあるため、活動期(3 月-12)を通したモニタリングが必要である』とはっきりと述べている。</p> <p>P. 6-39『春、夏、秋の 3 季に各 1 回、日没後から夜間にかけて行う調査』で、『バットストライクの定量予測ができる』とした科学的根拠（文献名）を述べよ。仮に「アドバイザーの助言」を根拠とする場合は、必ずそのアドバイザーから科学的根拠（文献名）を聞き、事業者見解に記載すること。</p> <p>※1 「北九州響灘洋上ウィンドファーム（仮称）に係る環境影響評価準備書」（令和 2 年 7 月、ひびきウィンドエナジー株式会社） P387</p> <p>※2 「（仮称）佐賀県唐津市沖洋上風力発電事業計画段階環境配慮書」（令和 2 年 7 月 アカシア・リニューアブルズ株式会社、大阪ガス株式会社） P214</p>	<p>他事例の専門家のご意見については存じていませんが、本方法書では本事業計画及び当該地域特性を踏まえ、専門家の意見を勘案して、調査、予測及び評価の手法を選定しております。仮にこれらの手法が適切でない場合は、各種専門家から構成される、国および県それぞれの審査会から指摘を受けることとなります。</p> <p>なお、専門家の意見を踏まえ、海域および陸域の測線観測と測点観測に加えて、近傍の風況観測塔における長時間自動録音観測を同時期に実施する計画にいたしました。</p>

表 2-6 住民等からの意見の概要および事業者の見解

No.	住民等からの意見の概要	事業者の見解
15.	<p>専門家 B 氏の意見を踏まえていない</p> <p>p. 6-38 コウモリの現地調査は、「測線に沿っての観測と、測点での 5 分間の観測」のみだが、P6-63 コウモリ類の専門家は『風況観測塔の長時間録音観測』を勧めている。</p> <p>事業者に委託先（イー・アンド・イー・ソリューションズ株式会社）は、専門家がわざわざ提案した方法を完全に無視して、『手抜き調査』をするつもりだ。事業者の環境保全に対する姿勢は『適切とは言えない』。</p>	<p>前述のとおり、専門家の意見も踏まえ、海域および陸域の測線観測と測点観測に加えて、近傍の風況観測塔における長時間自動録音観測を同時期に実施する計画にいたしました。</p>
16.	<p>「バットストライクに係る予測手法」について経済産業大臣に技術的な助言を求めること</p> <p>「既に得られている最新の科学的知見」によれば、バットストライクに係る調査・予測手法は欧米では確立されている技術である。仮に事業者が「コウモリ類の予測は定量的にできない」と考えている場合は、環境影響評価法第十一条第 2 項に従い、経済産業大臣に対し、「バットストライクに係る予測手法」について「技術的な助言を記載した書面」の交付を求めること。</p>	<p>本方法書で記載した調査、予測及び評価の手法は、「発電所の設置又は変更の工事の事業に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」（平成 10 年通商産業省令第 54 号、以下「発電所アセス省令」とする）に示される選定の指針等に基づき検討し、コウモリ類の専門家の意見を踏まえた上で決定しておりますが、これらについては今後、国（経済産業省）の審査過程で技術的な助言等を受けることとなり、その結果に基づき経済産業大臣勧告が発出されます。事業者としては、勧告の内容を勘案し、準備書以降の調査、予測及び評価における対応を検討しますが、その際、必要であると認める場合には、環境影響評価法第十一条第 2 項に従い、技術的な助言を求める手続きを行う予定です。</p>

表 2-7 住民等からの意見の概要および事業者の見解

No.	住民等からの意見の概要	事業者の見解
17.	<p>コウモリの音声解析について</p> <p>コウモリの周波数解析（ソナグラム）による種の同定は、国内ではできる種とできない種がある。図鑑などの文献にあるソナグラムはあくまで参考例であり、実際は地理的変異や個体差、ドップラー効果など声の変化する要因が多数あるため、専門家でも音声による種の同定は慎重に行う。仮に種の同定を誤れば、当然ながら誤った予測評価につながるだろう。よって、無理に種名を確定しないで、グループ（ソナグラムの型）に分けて利用頻度や活動時間を調査するべきである。</p>	<p>コウモリのソナグラムデータによる種判別はまだ研究途上段階なので、既存のグループ別ソナグラムデータや生息・生態情報等を参考にしながら分類に供します。</p>

表 2-8 住民等からの意見の概要および事業者の見解

No.	住民等からの意見の概要	事業者の見解
18.	<p>「回避」と「低減」の言葉の定義について</p> <p>「影響の回避」と「影響の低減」の定義を述べよ。</p>	<p>「環境影響評価における生物多様性保全に関する参考事例集」(環境省、平成 29 年)によると、「回避」と「低減」は以下のように整理されています。</p> <p>【回避】 行為(環境影響要因となる事業における行為)の全体又は一部を実行しないことによって影響を回避する(発生させない)こと。重大な影響が予測される環境要素から影響要因を遠ざけることによって影響を発生させないことも回避といえる。【例】事業の中止、事業実施区域やルートの変更等による保全対象への影響の回避</p> <p>【低減】 低減には、「最小化」、「修正」、「軽減/消失」といった環境保全措置が含まれる。最小化とは、行為の実施の程度又は規模を制限することによって影響を最小化すること、修正とは、影響を受けた環境そのものを修復、再生又は回復することにより影響を修正すること、軽減/消失とは、行為の実施期間中に環境の保護又は維持管理を行うことにより、影響を軽減又は消失させること。【例】工事工程の変更、施設構造の変更、防音壁の設置、改変場所の緑化等</p>
19.	<p>回避措置(ライトアップアップの不使用)について</p> <p>ライトアップをしていなくてもバットストライクは発生している。</p> <p>これについて事業者は「ライトアップアップをしないことにより影響はある程度低減できると思う」などと主張すると思うが、「ある程度は低減できると思う」という主張は事業者の主観に過ぎない。</p>	<p>ライトアップの有無も含めた環境保全措置については、調査、予測及び評価の結果や最新の知見、専門家の意見等を踏まえて、今後検討してまいります。</p>

表 2-9 住民等からの意見の概要および事業者の見解

No.	住民等からの意見の概要	事業者の見解
20.	<p>回避措置（ライトアップアップの不使用）について</p> <p>ライトアップをしていなくてもバットストライクは発生している。これはまぎれもない事実である。ライトアップは昆虫類を誘引するが、だからといって「ライトアップをしないこと」により「コウモリ類の誘引を完全に『回避』」できるわけではない。完全に『回避』できないのでバットストライクという事象、つまり「影響」が大量に発生している。アセスメントでは影響が『回避』できなければ『低減』するのが決まりである。よって、コウモリ類について影響の『低減』措置を追加する必要がある。</p>	<p>ライトアップの有無も含めた環境保全措置については、調査、予測及び評価の結果や最新の知見、専門家の意見等を踏まえて、今後検討してまいります。</p> <p>なお、前述（No. 18）の定義のように、ライトアップをしないことによる「回避」とは、ライトアップをしないことにより、ライトに誘引される昆虫類をコウモリ類が追うことを原因とするバットストライクを回避することと認識しています。ライトアップ以外の要因によるバットストライクについては、それぞれ個別に回避または低減するための環境保全措置を検討することになります。</p>
21.	<p>コウモリの保全措置（低減措置）は「カットイン風速の値を上げること及びフェザリング」が現実的</p> <p>「コウモリの活動期間中にカットイン風速（発電を開始する風速）の値を上げること及び低風速時にフェザリング（風力発電機のブレードを風に対して並行にし回転を止めること）を行うこと」がバットストライクを低減できる、「科学的に立証された保全措置※」である。よって、必ず実施して頂きたい。</p> <p>※Effectiveness of Changing Wind Turbine Cut-in Speed to Reduce Bat Fatalities at Wind Facilities Final Report, Edward B. Arnett and Michael Schirmacher. 2010</p>	<p>ご紹介いただいたご知見も参考に、環境保全措置については、調査、予測及び評価の結果や最新の知見、専門家の意見等を踏まえて検討してまいります。</p>

表 2-10 住民等からの意見の概要および事業者の見解

No.	住民等からの意見の概要	事業者の見解
22.	<p>「予測の不確実性」を根拠に保全措置を実施しないのは、発電所アセス省令に反する行為で「不適切」</p> <p>国内の風力発電機施設において、バットストライクが多数生じ、コウモリ類へ悪影響が生じている。しかし国内の風発事業者の中で「予測に不確実性が伴うこと」を根拠に、適切な保全措置を実施（検討さえ）しない事業者が散見される。</p> <p>「予測に不確実性を伴う」としても、それは「保全措置を検討しなくてよい」根拠にはならない。なぜならアセス省令によれば「影響がない」及び「影響が極めて小さい」と判断される以外は環境保全措置を検討すること、になっているからだ。</p>	<p>現地調査において、対象事業実施区域及びその周囲のコウモリ類の生息状況に関する調査を行います。その結果に基づき、予測及び評価を実施するとともに、専門家の助言を仰ぐなどして、適切な環境保全措置の検討を行ってまいります。</p>
23.	<p>「予測の不確実性」を根拠に保全措置を実施しないのは不適切</p> <p>国内の風力発電機施設において、バットストライクが多数生じ、コウモリ類へ悪影響が生じている。しかし国内の風発事業者の中に「影響の程度（死亡する数）が確実に予測できない」ことを根拠に、適切な保全措置を実施（検討さえ）せず、事後調査に保全措置を先送りする事業者が散見される。</p> <p>定性的予測であれば、国内外の風力発電施設においてバットストライクが多数発生しており、『コウモリ類への影響はない』あるいは『コウモリ類への影響は極めて小さい』とは言い切れない。アセス省令による「環境保全措置を検討する」段階にすでに入っている。</p> <p>よって、本事業者らの課題は、「死亡するコウモリの数」を「いかに不確実性を伴わずに正確に予測するか」ではなく、「いかにコウモリ類への影響を回避・低減するか」である。そのための調査を「準備書までに」実施して頂きたい。</p>	<p>現地調査において、対象事業実施区域及びその周囲のコウモリ類の生息状況に関する調査を行います。その結果に基づき、予測及び評価を実施するとともに、専門家の助言を仰ぐなどして、適切な環境保全措置の検討を行ってまいります。</p> <p>なお、「生態系配慮施設の維持管理マニュアル」（農林水産省）や「順応的管理による海辺の自然再生」（国交省）等において、予測に不確実性を伴う場合は、順応的管理（生物の生息状況や生態系の変化をモニタリングにより確認・評価し、それに基づき、管理手法の見直しや施設の改善策を必要に応じて講じること）が重要とされています。</p>

表 2-11 住民等からの意見の概要および事業者の見解

No.	住民等からの意見の概要	事業者の見解
24.	<p>「環境保全措置」の定義について</p> <p>事業者らは環境アセスメントにおける「環境保全措置」とは何か、理解しているか。「環境保全措置」の定義及び実施基準を述べよ。</p>	<p>「環境保全措置」及びその実施基準は「発電所アセス省令」において、以下のように記載されております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境保全措置 <p>事業者により実行可能な範囲内で選定項目に係る環境要素に及ぶおそれがある環境影響をできる限り回避し、又は低減すること、必要に応じ損なわれる環境の有する価値を代償すること及び当該環境影響に係る環境要素に関して国又は地方公共団体による環境の保全の観点からの施策によって示されている基準又は目標の達成に努めることを目的として環境の保全のための措置を検討するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施基準 <p>対象事業に係る環境影響評価を行うに当たり、環境影響がないと判断される場合及び環境影響の程度が極めて小さいと判断される場合以外の場合</p>

表 2-12 住民等からの意見の概要および事業者の見解

No.	住民等からの意見の概要	事業者の見解
25.	<p>「事後調査」の定義について</p> <p>事業者らは環境アセスメントにおける「事後調査」とは何か、理解しているか。「事後調査」の定義及び実施基準を述べよ。</p>	<p>「事後調査」及びその実施基準は「発電所アセス省令」において、以下のように記載されております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事後調査 <p>対象事業に係る工事の実施中及び供用開始後の環境の状況を把握するための調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施基準 <p>①予測の不確実性の程度が大きい選定項目について環境保全措置を講ずる場合</p> <p>②効果に係る知見が不十分な環境保全措置を講ずる場合</p> <p>③工事の実施中及び土地又は工作物の供用開始後において環境保全措置の内容をより詳細なものにする場合</p> <p>④代償措置を講ずる場合であって、当該代償措置による効果の不確実性の程度及び当該代償措置に係る知見の充実の程度を踏まえ、事後調査が必要であると認められる場合</p>
26.	<p>「事後調査」の定義について</p> <p>念のため確認しておく。発電所アセス省令によれば、「事後調査」は「環境保全措置」ではないが、事業者らは理解しているか。</p>	<p>上述のとおり、「事後調査」は「環境保全措置」と異なることを理解しております。</p>
27.	<p>「事後調査」など信用できない</p> <p>コウモリは小さいので、海に落ちた死骸はすぐに消失する。「漂着死骸調査」など信用に値しない。最新の科学的知見に従い、コウモリの保全措置を安全側で実施し、「その上で」科学的かつ透明性の高い事後調査を実施すること。</p>	<p>今後の現地調査、予測及び評価の結果や最新の知見、専門家の意見等に加えて、ご提示の意見も踏まえ、環境保全措置及び事後調査の実施の要否やその手法を検討してまいります。</p>

表 2-13 住民等からの意見の概要および事業者の見解

No.	住民等からの意見の概要	事業者の見解
28.	<p>事後調査でサーモグラフィーカメラによる調査を行うこと</p> <p>コウモリは小さいので、海に落ちた死骸はすぐに消失する。よって、コウモリ類の事後調査は、ナセル高における自動録音バットディテクター調査に加えて、サーモグラフィーカメラを使用した調査を行うこと。</p>	<p>今後の現地調査、予測及び評価の結果や最新の知見、専門家の意見等に加えて、ご提示のご意見も踏まえ、事後調査の実施の要否やその手法を検討してまいります。</p>

お知らせ

「環境影響評価法」に基づき、「鹿島港洋上風力発電事業 環境影響評価方法書」の縦覧と説明会を開催いたします。

一、事業者の名称／株式会社ウインド・パワー・エナジー
代表者の氏名／代表取締役 小松崎 徹
事業所の所在地
〒314-0111 茨城県神栖市南浜3番地226

二、対象事業の名称／鹿島港洋上風力発電事業
種類／風力発電所設置事業

三、対象事業実施区域／茨城県神栖市 鹿島港湾区域内
規模／発電設備出力最大十八・〇五キロワット

四、対象事業に係る環境影響を受ける範囲／茨城県神栖市、鹿島市

五、縦覧の場所・時間
神栖市役所政策企画課（神栖市役所本庁舎3階）
鹿嶋市役所環境政策課（鹿嶋市役所第2庁舎2階）
※いずれも、土・日・祝日を除く開庁時
電子縦覧 <https://kindpower.co.jp/>
期間／令和三年八月五日（木）から九月六日（月）まで

六、説明会の場所／日時
かみす防災アリーナ／令和三年八月二十日（金）
午後六時三十分から八時まで
鹿嶋勤労文化会館／令和三年八月二十一日（土）
午前十時三十分から十二時まで
意見書の提出

七、環境影響評価方法書について、環境の保全の見地からの意見を書面により提出することができます。縦覧場所に備え付けの意見書に、氏名・住所・意見を日本語で記入のうえ、備え付けの意見箱に投函くださるか、令和三年九月二十一日（火）までに問い合わせ先へ郵送（当日消印有効）ください。

八、問い合わせ先／株式会社ウインド・パワー・エナジー
〒314-0111 茨城県神栖市南浜3番地226
電話／0299（77）8511
問い合わせ時間／午前9時から午後5時（土、日、祝日を除く）まで（担当）小佐々

茨城新聞（2021年8月5日 朝刊）

「鹿島港洋上風力発電事業 環境影響評価方法書」の縦覧について

環境影響評価法に基づき、「鹿島港洋上風力発電事業 環境影響評価方法書」の縦覧と説明会を開催し、広く皆様のご意見を募集いたします。

1、事業者の氏名及び住所

株式会社ウィンド・パワー・エナジー
代表取締役 小松崎衛
〒314-0111 茨城県神栖市南浜3番地226

2、事業の名称

鹿島港洋上風力発電事業
種類 風力(洋上)
規模 出力 最大18.05万キロワット

3、対象事業実施区域

茨城県神栖市 鹿島港湾区域内

4、対象事業に係る環境影響を受ける範囲

茨城県神栖市、鹿嶋市

5、縦覧の場所／

神栖市役所政策企画課(神栖市役所本庁舎3階)
鹿嶋市役所環境政策課(鹿嶋市役所第2庁舎2階)
期間/令和3年8月5日(木)～令和3年9月6日(月)
時間/土・日・祝日を除く開庁時
次のウェブページでもご覧いただけます。
<https://windpower.co.jp/>

6、説明会の場所／

かみす防災アリーナ
日時/令和3年8月20日(金) 午後6時30分～8時
鹿嶋勤労文化会館
日時/令和3年8月21日(土) 午前10時30分～12時

7、意見書の提出

方法書について、環境の保全の見地からの意見を書面により提出することができます。

縦覧期間中、縦覧場所に備え付けの意見書に、氏名・住所・意見をご記入のうえ、備え付けの意見箱に投函くださるか、令和3年9月21日(火)までに下記の問い合わせ先へ郵送ください。(当日消印有効)

8、問い合わせ先

株式会社ウィンド・パワー・エナジー 小佐々
〒314-0111 茨城県神栖市南浜3番地226
電話 0299(77)8511
問合せ時間 午前9時～午後5時(土、日、祝日を除く)

折込み広告(2021年8月5日)

HOME > お知らせ > 鹿島港洋上風力発電事業 環境影響評価方法書の縦覧並びに説明会の実施について

2021.08.05 [最新情報](#)

鹿島港洋上風力発電事業 環境影響評価方法書の縦覧並びに説明会の実施について

2021年8月5日
株式会社ウィンド・パワー・エナジー

環境影響評価法に基づき、「鹿島港洋上風力発電事業 環境影響評価方法書」を以下の通り縦覧並びに説明会を開催いたします。

※新型コロナウイルス感染症の拡大状況によっては、縦覧予定の変更および説明会の開催を延期または中止する場合があります。変更が生じた場合は当社ウェブサイト等でお知らせいたします。

縦覧について

縦覧場所： 神橋市役所 政策企画課
鹿嶋市役所 環境政策課
縦覧期間： 2021年8月5日(木)から2021年9月6日(月)
縦覧時間： 市役所開庁時

※当ウェブサイトでの縦覧は2021年9月21日(火)まで延長します。

インターネットによる公表

- ・表紙と目次[PDF・1.8MB]
- ・第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地[PDF・152KB]
- ・第2章 対象事業の目的及び内容[PDF・1.5MB]
- ・第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況(自然的状況)[PDF・12MB]
- ・第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況(社会的状況)[PDF・4.5MB]
- ・第4章 第一種事業に係る計画段階配慮事項に関する調査、予測及び評価の結果[PDF・2.6MB]
- ・第5章 配慮書に対する経済産業大臣の意見及び事業者の見解[PDF・426KB]
- ・第6章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法[PDF・2.8MB]
- ・第7章 配慮書についての関係地方公共団体の長の意見及び一般の意見の概要、並びに、事業者の見解[PDF・489KB]
- ・第8章 発電設備等の構造若しくは配置、事業を実施する位置又は事業の規模に関する事項を決定する過程における環境の保全の配慮に係る検討の経緯及びその内容[PDF・612KB]
- ・第9章 環境影響評価方法書を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地[PDF・202KB]
- ・要約書[PDF・5.2MB]
- ・説明会資料[PDF・3.5MB]

※方法書及び要約書は、ダウンロードして閲覧・印刷することはできません。

※ブラウザのバージョンが古い場合は閲覧ができない場合があります。

カテゴリ

[最新情報 \(18\)](#)

[見学情報 \(20\)](#)

年別アーカイブ

[2021年 \(5\)](#)

[2020年 \(1\)](#)

[2019年 \(2\)](#)

[2018年 \(5\)](#)

[2017年 \(7\)](#)

[2016年 \(8\)](#)

[2015年 \(6\)](#)

[2014年 \(3\)](#)

[2013年 \(1\)](#)

[2012年 \(1\)](#)

株式会社ウィンド・パワー・エナジー ウェブサイト
(2021年8月5日から2021年9月21日まで)

携帯サイト Foreign Language 文字サイズ・色合い変更

🔍 サイト内検索 検索

ホーム > 茨城で暮らす > 環境・自然 > 環境政策 > 鹿島洋上風力発電事業
📄 シェア0 📄 ツイート 📄 LINEで見る
更新日:2021年8月20日

鹿島洋上風力発電事業

事業内容

事業者の名称	株式会社ウインド・パワー・エナジー
代表者の氏名	代表取締役 小松崎 倫
主たる事業者の所在地	茨城県神栖市南浜3番地226
事業の名称	鹿島洋上風力発電事業
事業の種類	風力発電所の設置
事業規模	風力発電所出力 最大180,500キロワット
事業実施想定区域	茨城県鹿島港湾区域の開港地区における「再生可能エネルギー源を利活用する区域」

方法書

縦覧

公告日	令和3年8月5日
縦覧期間	令和3年8月5日(木)から令和3年9月6日(月)まで
縦覧時間	土・日・祝日を除く開庁時
インターネットによる公表	株式会社ウインド・パワー・エナジーのホームページ(外部サイトへリンク)において、方法書及び要約書を公表しています。
縦覧場所	神栖市役所政策企画課(神栖市役所本庁舎3階) 鹿嶋市役所環境政策課(鹿嶋市役所第2庁舎2階)
説明会の場所/日時	●説明会の場所/日時 ・かみす防災アリーナ (中止になりました) 令和3年8月20日(金)午後6時30分～9時00分 ・鹿嶋労働文化会館 (中止になりました) 令和3年8月21日(土)午前10時30分～12時00分 ※新型コロナウイルス感染症の拡大状況によっては、縦覧予定の変更及び説明会の開催を延期または中止する場合があります。最新情報は事業者ウェブサイト等でご確認ください。 ●意見書の提出期限 ・令和3年9月21日(火) ●意見書の提出先 〒314-0111 茨城県神栖市南浜3番地226 株式会社ウインド・パワー・エナジー 宛 電話0299-77-8511 ◆縦覧場所に備え付けの意見箱へ投函いただくか、令和3年9月21日(火)までに提出先へ郵送してください。(当日消印有効)
意見書の提出期限、提出先、提出方法	

関連リンク

- [+ 茨城県](#)
- [+ 茨城県環境影響評価](#)

[戻る→](#)

このページに関するお問い合わせ

県民生活環境部環境政策課環境企画
茨城県水戸市笠原町978番6
電話番号：029-301-2933
FAX番号：029-301-2949

[お問い合わせフォーム](#)

より良いウェブサイトにするためにみなさまのご意見をお聞かせください

質問：このページの情報は役に立ちましたか？
 1：役に立った 2：ふつう 3：役に立たなかった

質問：このページは見つけやすかったですか？
 1：見つけやすかった 2：ふつう 3：見つけにくかった

[送信](#)

🔍 ページの先頭へ戻る

🏠 県庁総合案内
📄 県庁へのアクセス
📄 サイトポリシー

茨城県庁 〒310-8555 水戸市笠原町978番6 電話 029-301-1111(代表) 法人番号 2000020080004 [お問い合わせ](#)
Copyright ©Ibaraki Prefectural Government. All rights reserved.



現在位置: [トップページ](#) > [市政案内](#) > [まちづくり](#) > [風力発電](#) > 神栖市の風力発電施設

神栖市の風力発電施設

ページ番号1002412 | 掲載日 2019年6月6日 | 更新日 2021年8月19日 | 印刷 | 大きな文字で印刷

風力発電は、風で風車を回し、その回転運動を発電機に伝えて電気を起こす仕組みです。また、風は石油などと違って限りがなく生み出されることや、二酸化炭素を出さないことなどから、これからのエネルギーとして期待されています。風力発電全般に関するより詳しい情報については、一般財団法人新エネルギー財団や独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)のホームページをご参照ください。

- > [一般財団法人新エネルギー財団](#)
- > [独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構\(NEDO\)](#)

2021年8月、実施中の縦覧について更新しました。

実施中の縦覧について

環境影響評価について、次のとおり2件の縦覧をおこなっています。

- (仮称)波崎ウィンドファームリブレース事業：2021年8月17日(火曜日)から9月17日(金曜日)まで
- 鹿島港洋上風力発電事業：2021年8月5日(木曜日)から9月6日(月曜日)まで

鹿島港洋上風力発電事業環境影響評価方法書の縦覧・説明会のお知らせ

鹿島港洋上風力発電事業について、環境影響評価法に基づき、事業者による縦覧・説明会および意見募集が次のとおり実施されます。なお、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、説明会は中止となりました。

事業の概要

事業の名称	鹿島港洋上風力発電事業
事業者名	株式会社ウィンド・パワー・エナジー 代表取締役 小松崎 衛 〒314-0111 茨城県神栖市南浜3番地226
事業の内容	風力発電事業(洋上)
事業実施想定区域	茨城県神栖市 鹿島港湾区域内
事業の規模	最大発電出力：180,500キロワット

縦覧について

縦覧場所	神栖市役所本庁舎3階 政策企画課
縦覧期間	2021年8月5日(木曜日)から9月6日(月曜日)まで 土曜日・日曜日・祝日を除く
縦覧時間	午前8時30分から午後5時15分まで

市政案内

- > [まちづくり](#)
- > [風力発電](#)
 - [神栖市の風力発電施設](#)

かみすトピックス

- > [神栖市へのアクセス](#)
- > [高速バスの案内](#)
- > [イベントカレンダー](#)
- > [市の施設・公園](#)

神栖市 ウェブサイト(1)

説明会中止のお知らせ

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、**2021年8月20日(金曜日)の説明会は開催中止**となりました。

次のリンク先に、詳細と説明会で配布予定だった資料を掲載します。

[> 鹿島港洋上風力発電事業環境影響評価方法書の縦覧並びに説明会の実施について | お知らせ | 洋上風力発電のウィンド・パワー](#)

意見書の提出

環境保全の見地からの意見を書面により提出することができます。

提出方法

縦覧場所に備え付けの意見書に氏名・住所・意見を記入のうえ、備え付けの意見箱に投函するか、株式会社ウィンド・パワー・エナジーへ郵送してください。(9月21日当日消印有効)

問い合わせ先

株式会社ウィンド・パワー・エナジー(担当:小佐々)

〒314-0111 茨城県神栖市南浜3番地226

電話: 0299-77-8511

受付時間: 午前9時から午後5時まで(土曜日・日曜日・祝日を除く)

[> 洋上風力発電のウィンド・パワー](#)

このページに関するお問い合わせ

企画部 政策企画課

〒314-0192 茨城県神栖市溝口4991-5 本庁舎3階

電話: 0299-90-1120 FAX: 0299-90-1112

メール: kikaku@city.kamisu.ibaraki.jp

政策推進グループ 電話: 0299-95-9366

企画・統計グループ 電話: 0299-90-1120

市へのご意見・ご要望について

回答を希望するお問い合わせ・ご意見は、このページの「お問い合わせ」に記載されている担当部署へ直接お問い合わせいただくか、または、次のリンク先をご確認いただき、ご意見・ご要望をお寄せください。回答にはお名前と連絡先が必要になります。

[> 市政へのご意見・ご要望](#)

PC表示 スマートフォン表示

[> サイトマップ](#)

[> ホームページの使い方](#)

[> ホームページ運用管理](#)

上部に戻る

神栖市役所

〒314-0192 茨城県神栖市溝口4991-5

代表電話: 0299-90-1111 FAX: 0299-90-1112

開庁時間 月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時15分(休日、祝日、年末年始を除く)

[モバイルサイト](#)

[庁舎案内](#)

[市役所への行き方](#)

Copyright © Kamisu City

神栖市 ウェブサイト(2)

鹿嶋市 JOY KASHIMA

Google 検索

このページIDとは各ページ上部に記載されている番号(7桁)です。

くらし・手続き | 子育て・教育 | しごと・入札 | 歴史・文化 | スポーツ | 観光 | オンライン・オリンピック・パラリンピック | 市政情報

お知らせ: 鹿嶋市プロシットをインストール

お知らせ: 2021年8月22日更新 茨城県議会選挙のお知らせ

お知らせ: 2021年8月22日更新 新型コロナウイルス感染症対策連絡(県政協約ページ)

お知らせ: AI(人工知能)はこんなページをおすすめします

お知らせ: カシマで働く! 移住・移住支援会【オンライン】企業様へのお知らせ

お知らせ: 見つからないときはよくある質問

【鹿嶋洋上風力発電事業】環境影響評価方法書の縦覧・説明会のお知らせ

印刷ページ表示 | 大きな文字で印刷ページ表示 | ページID: 0051290 | 更新日: 2021年8月5日更新

環境影響評価方法書の縦覧・説明会

鹿嶋洋上風力発電事業の環境評価法に基づく事業者による環境影響評価方法書の縦覧及び説明会並びに意見募集が以下の通り実施されます。

事業の概要

- 事業の名称: 鹿嶋洋上風力発電事業
- 事業者名: 株式会社ウィンド・パワー・エナジー
- 代表取締役: 小松博 尚
- 事業の目的: 風力発電事業(洋上)
- 事業実施想定区域: 茨城県神栖市 鹿島港地区域内
- 事業の規模: 最大発電出力 180,500 kW

市内における縦覧場所・期間

- 縦覧場所: 鹿嶋市役所 環境政策課
- 縦覧期間: 2021年8月5日(木曜日) から2021年9月6日(月曜日)まで(土曜日・日曜日・祝日を除く)
- 縦覧時間: 午後8時30分から午後5時15分まで
- 電子縦覧: <https://windpower.co.jp> <外部リンク>

説明会の開催

- 場所: 鹿嶋勤労文化会館
 - 日時: 2021年9月21日(土曜日) 午前10時30分～12時
- ※勤労文化会館の緊急閉館に伴い中止となりました。

意見書の提出方法

縦覧場所の見地から、意見書を提出することができます。意見書は氏名・住所・意見をご記入のうえ、縦覧場所に設置してある意見箱に投函するか、郵送をお願いします。

提出先

- 持参: 意見箱 (鹿嶋市役所 環境政策課に設置)
- 郵送: 株式会社ウィンド・パワー・エナジー 〒314-0111 茨城県神栖市鹿島3番地226

提出期限

- 持参: 2021年9月6日(月曜日) 午後5時15分まで
- 郵送: 2021年9月21日(火曜日) 当日消印有効

提出期限

- 持参: 2021年9月6日(月曜日) 午後5時15分まで
- 郵送: 2021年9月21日(火曜日) 当日消印有効

問い合わせ

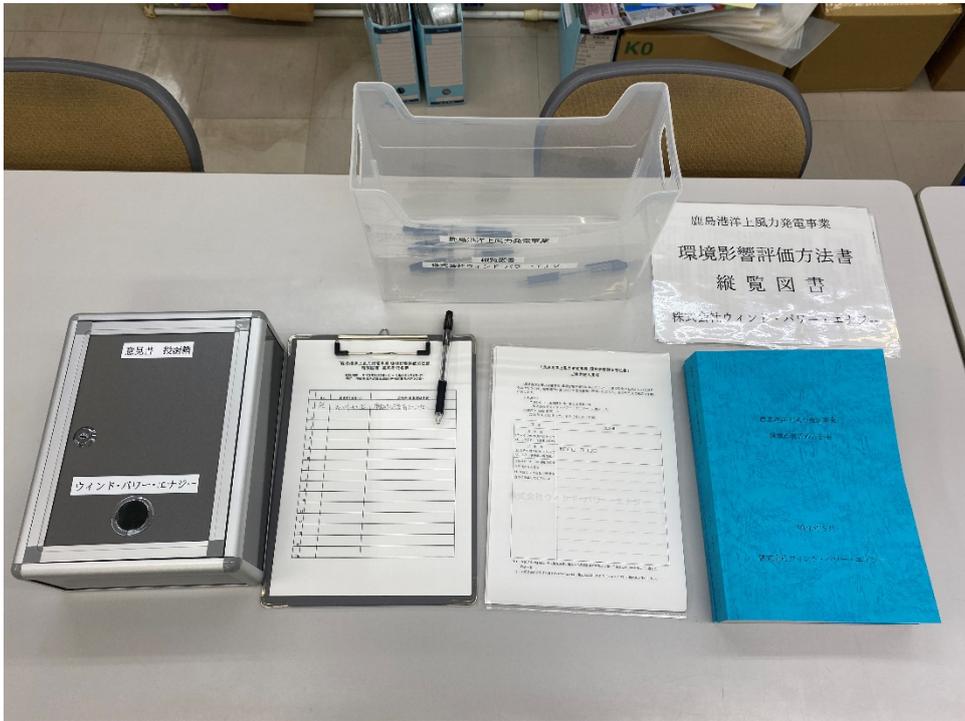
株式会社ウィンド・パワー・エナジー (担当: 小松 尚)
 株式会社ウィンド・パワー・エナジー H.P. <外部リンク>
 電話番号: 0299-77-8511
 受付時間: 午前9時から午後5時まで(土曜日・日曜日・祝日を除く)

このページに関するお問い合わせ先

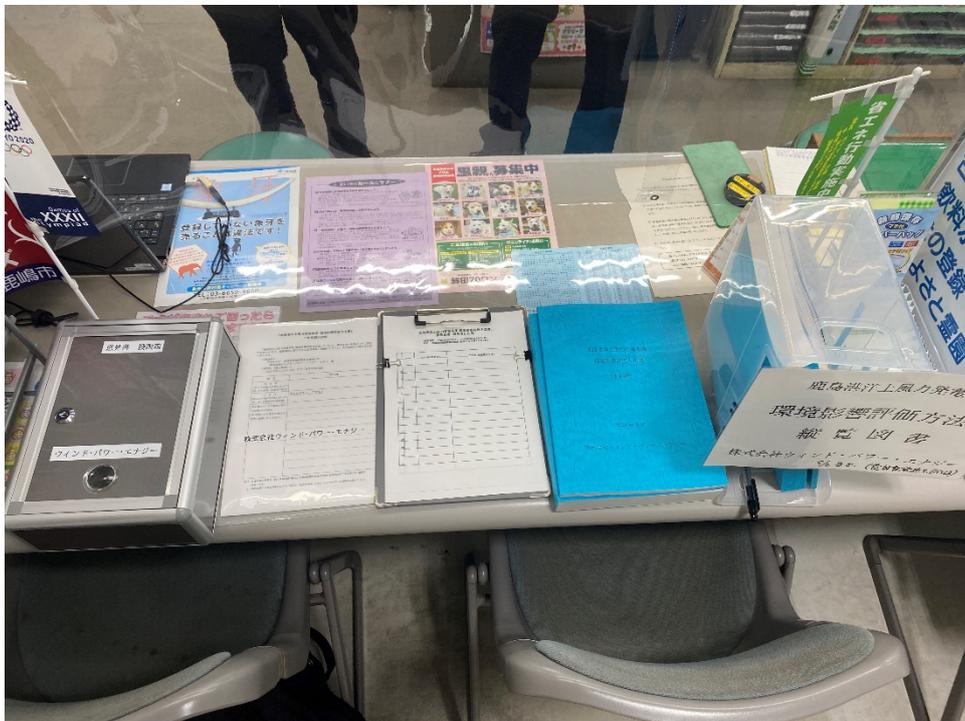
環境政策課 公害・地球温暖化対策グループ
 〒314-8655 茨城県鹿嶋市大字平井1187番地1
 Tel: 0299-82-2911 Fax: 0299-84-7759
[メールでのお問い合わせはこちら](#)

個人情報取り扱いについて | 免責事項 | このホームページについて | RSS配信について | リンク集

Kashima City 鹿嶋市
 法人番号: 6000020082228
 〒314-8655 茨城県鹿嶋市大字平井1187番地1 地図
 Tel: 0299-82-2911 (代表)
 業務時間: 午前8時30分から午後5時15分まで(土曜日・日曜日、祝日、年末年始を除く)



縦覧状況（神栖市役所）



縦覧状況（鹿嶋市役所）

「鹿島港洋上風力発電事業 環境影響評価方法書」
 縦覧・説明会の予定変更のお知らせ

「鹿島港洋上風力発電事業 環境影響評価方法書」の縦覧と説明会開催について、令和三年八月五日に新聞公告・折込チラシ等で予定をお知らせいたしましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴うまん延防止等重点措置の適用を踏まえ予定を変更させていただきますのでお知らせいたします。地域の皆様方におかれましては、何卒ご理解の程、どうぞ宜しくお願い申し上げます。また、今後感染症拡大の状況によっては再度予定を変更することがありますので、その際は弊社ホームページでお知らせいたします。(https://windpower.co.jp/)

●変更内容

- ・八月二十日(金)午後六時三十分から八時かみす防災アリーナで予定しておりました説明会を中止いたします。
- ・(施設の間歇時間短縮、新規予約受付中止のため)なお、八月二十一日(土)午前十時三十分から十二時鹿嶋勤労文化会館での説明会は、予定通り実施いたします。
- ・弊社ホームページでの方法書の電子縦覧を、九月六日(月)までとしていましたが、九月二十一日(火)まで延長いたします。
- ・説明会資料を、九月二十一日(火)まで弊社ホームページに掲載いたします。

- 一、事業者の名称/株式会社ウインド・パワー・エナジー
 代表者の氏名/代表取締役 小松崎 徹
- 二、事業所の所在地/〒314-0111 茨城県神栖市南浜3番地226
- 三、対象事業の名称/鹿島港洋上風力発電事業
 種類/風力発電所設置事業
- 四、規模/発電設備出力最大十八・〇メガワット
- 五、対象事業実施区域/茨城県神栖市 鹿島港区域内
- 六、対象事業に係る環境影響を受ける範囲/茨城県神栖市、鹿嶋市
- 七、縦覧の場所・時間
 神栖市役所政策企画課(神栖市役所本庁舎3階)
 鹿嶋市役所環境政策課(鹿嶋市役所第2庁舎2階)
 期間/令和三年八月五日(木)から九月六日(月)まで
 ※いずれも、土・日・祝日を除く開庁時
 電子縦覧 <https://windpower.co.jp/>
 九月二十一日(火)まで
- 八、説明会の場所/日時
 鹿嶋勤労文化会館/令和三年八月二十一日(土)
 午前十時三十分から十二時まで
 意見書の提出
- 九、環境影響評価方法書について、環境の保全の見地からの意見を書面により提出することができます。縦覧場所に備え付けの意見書に、氏名・住所・意見を日本語でご記入のうえ、備え付けの意見箱に投函くださるか、令和三年九月二十一日(火)までに問い合わせ先へ郵送(当日消印有効)ください。
- 十、問い合わせ先/株式会社ウインド・パワー・エナジー
 〒314-0111 茨城県神栖市南浜3番地226
 電話/0299(77)85111
- 十一、問い合わせ時間/午前9時から午後5時(土、日、祝日を除く)まで (担当)小佐々

茨城新聞 (2021年8月17日 朝刊)
 (かみす防災アリーナ説明会中止の公告)

「鹿島港洋上風力発電事業 環境影響評価方法書」 縦覧・説明会の予定変更のお知らせ

「鹿島港洋上風力発電事業 環境影響評価方法書」の縦覧と説明会開催について、令和3年8月5日に新聞公告・折込チラシ等で予定をお知らせいたしましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴うまん延防止等重点措置の適用を踏まえ、予定を変更させていただきますのでお知らせいたします。地域の皆様方におかれましては、何卒ご理解の程、どうぞ宜しくお願い申し上げます。

また、今後、感染症拡大の状況によっては再度予定を変更することがありますので、その際は弊社ホームページでお知らせいたします。(https://windpower.co.jp/)

●変更内容

- ・8月20日（金）午後6時30分～8時 かみす防災アリーナで予定しておりました説明会を中止いたします。（施設の開館時間短縮、新規予約受付中止のため）
なお、8月21日（土）午前10時30分～12時 鹿嶋勤労文化会館での説明会は、予定通り実施いたします。
- ・弊社ホームページでの方法書の電子縦覧を、9月6日（月）までとしていましたが、9月21日（火）まで延長いたします。
- ・説明会用資料を、9月21日（火）まで弊社ホームページに掲載いたします。

<p>1、事業者の氏名及び住所 株式会社ウィンド・パワー・エナジー 代表取締役 小松崎衛 〒314-0111 茨城県神栖市南浜3番地226</p> <p>2、事業の名称 鹿島港洋上風力発電事業 種類 風力（洋上） 規模 出力 最大18,05万キロワット</p> <p>3、対象事業実施区域 茨城県神栖市 鹿島港湾区域内</p> <p>4、対象事業に係る環境影響を受ける範囲 茨城県神栖市、鹿嶋市</p> <p>5、縦覧の場所 神栖市役所政策企画課（神栖市役所本庁舎3階） 鹿嶋市役所環境政策課（鹿嶋市役所第2庁舎2階） 期間／令和3年8月5日（木）～令和3年9月6日（月） 時間／土・日・祝日を除く開庁時 次のウェブページでもご覧いただけます。 https://windpower.co.jp/</p> <p>6、説明会の場所 鹿嶋勤労文化会館 日時／令和3年8月21日（土）午前10時30分～12時</p> <p>7、意見書の提出 方法書について、環境の保全の見地からの意見を書面により提出することができます。 縦覧期間中、縦覧場所に備え付けの意見書に、氏名・住所・意見をご記入のうえ、備え付けの意見箱に投函くださるか、令和3年9月21日（火）までに下記の問い合わせ先へ郵送ください。 （当日消印有効）</p> <p>8、問い合わせ先 株式会社ウィンド・パワー・エナジー 担当：小佐々 〒314-0111 茨城県神栖市南浜3番地226 電話 0299（77）8511 問合せ時間 午前9時～午後5時（土、日、祝日を除く）</p>
--

折込み広告（2021年8月17日）
（かみす防災アリーナ説明会中止の公告）



HOME > お知らせ > 鹿島洋上風力発電事業 環境影響評価方法書の縦覧並びに説明会の実施について(変更)

2021.08.11 **最新情報**

鹿島洋上風力発電事業 環境影響評価方法書の縦覧並びに説明会の実施について(変更)

2021年8月11日

株式会社ウィンド・パワー・エナジー

「鹿島洋上風力発電事業 環境影響評価方法書」の縦覧と説明会開催について、2021年8月5日に予定をお知らせいたしました。新型コロナウイルス感染症の拡大に伴うまん延防止等重点措置の適用を踏まえ、予定を変更させていただきますのでお知らせいたします。地域の皆様方におかれましては、何卒ご理解の程、どうぞ宜しくお願い申し上げます。

変更内容

- 8月20日(金)午後6時30分～8時 かみす防災アリーナで予定しておりました説明会を中止いたします。(施設の間接時間短縮、新規予約受付中止のため)
なお、8月21日(土)午前10時30分～12時 鹿嶋勤労文化会館での説明会は、予定通り実施いたします。
- 弊社ホームページでの方法書の電子縦覧を、9月6日(月)までとしていましたが、9月21日(火)まで延長いたします。
- 説明会用資料を、9月21日(火)まで弊社ホームページに掲載いたします。(後日掲載予定)

<https://windpower.co.jp/news/2021/08/scoping-document.html>

カテゴリ

最新情報 (18)

見学情報 (20)

年別アーカイブ

2021年 (5)

2020年 (1)

2019年 (2)

2018年 (5)

2017年 (7)

2016年 (8)

2015年 (6)

2014年 (3)

2013年 (1)

2012年 (1)

株式会社ウィンド・パワー・エナジー ウェブサイト (かみす防災アリーナ説明会中止の公告)

「鹿島港洋上風力発電事業 環境影響評価方法書」
縦覧・説明会の予定変更のお知らせ

「鹿島港洋上風力発電事業 環境影響評価方法書」の縦覧と説明会開催について、新聞公告・折込チラシ等で令和三年八月五日にお知らせをし、その後茨城県が新型コロナウイルス感染症の拡大に伴うまん延防止等重点措置の適用を受けたことによる予定変更のお知らせを令和三年八月十七日にいたしました。更にこのたび、茨城県非常事態宣言が発令されたことから、再度予定を変更させていただきますのでお知らせいたします。地域の皆様方におかれましては、何卒ご理解の程、どうぞ宜しくお願い申し上げます。縦覧手続きの詳細、その他最新情報については、弊社ホームページ(<https://windpower.co.jp/>)に掲載しております。また、説明会資料についても、併せて弊社ホームページに掲載しておりますので、ご覧いただけますようお願い申し上げます。

●変更内容

・八月二十一日(土) 午前十時三十分から十二時 鹿嶋勤労文化会館での説明会を予定しておりましたが、会場利用が不可となったことから中止いたします(これにより、予定しておりました説明会は全て中止となります)。

問い合わせ先

株式会社ウインド・パワー・エナジー(担当) 小佐々

〒314-0111 茨城県神栖市南浜3番地226

電話 0299(77)8511

問い合わせ時間 午前九時から午後五時(土、日、祝日を除く)

茨城新聞(2021年8月21日 朝刊)
(鹿嶋勤労文化会館説明会中止の公告)

HOME > お知らせ > 鹿島港洋上風力発電事業 環境影響評価方法書の縦覧並びに説明会の実施について(第2回変更)

2021.08.18 **最新情報**

鹿島港洋上風力発電事業 環境影響評価方法書の縦覧並びに説明会の実施について(第2回変更)

2021年8月18日

株式会社ウィンド・パワー・エナジー

「鹿島港洋上風力発電事業 環境影響評価方法書」の縦覧と説明会開催について、2021年8月5日に予定をお知らせし、2021年8月11日に予定変更のお知らせをいたしました。更にこのたび、茨城県非常事態宣言が発令されたことから、再度予定を変更させていただきますのでお知らせいたします。地域の皆様方におかれましては、何卒ご理解の程、どうぞ宜しくお願い申し上げます。

変更内容

8月21日(土)午前10時30分～12時 鹿嶋勤労文化会館で説明会を予定しておりましたが、会場利用が不可となったことから中止いたします(これにより、予定しておりました説明会は全て中止となります)。

<https://windpower.co.jp/news/2021/08/scoping-document.html>

カテゴリ

最新情報 (18)

見学情報 (20)

年別アーカイブ

2021年 (5)

2020年 (1)

2019年 (2)

2018年 (5)

2017年 (7)

2016年 (8)

2015年 (6)

2014年 (3)

2013年 (1)

2012年 (1)

株式会社ウィンド・パワー・エナジー ウェブサイト

(鹿嶋勤労文化会館説明会中止の公告)

「鹿島港洋上風力発電事業 環境影響評価方法書」
ご意見記入用紙

「鹿島港洋上風力発電事業 環境影響評価方法書」について、環境保全の見地からのご意見をお持ちの方は、縦覧場所に備え付けた意見書箱へ投函いただくか、次の宛先まで郵送をお願い致します。

< 郵送先 >

〒314-0111 茨城県神栖市南浜 3 番地 226

株式会社ウインド・パワー・エナジー 小佐々 宛

< 締切日（提出期限） >

2021年9月21日（火）まで【当日消印有効】

項 目	ご記入欄
お 名 前 (法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名)	
ご 住 所 (法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地)	〒□□□-□□□□
方法書についての環境の保全の見地からの意見 (日本語により意見の理由を含めて記載してください)	----- ----- ----- ----- ----- ----- ----- ----- ----- -----

注1：本意見書の情報は、個人情報保護の観点から環境影響評価及び付随する業務以外では利用せず、適切に取扱います。

2：本意見書にご意見が書ききれない場合は、裏面又は同じ大きさ（A4サイズ）の用紙をお使い下さい。

ご意見記入用紙